

犯罪被害者支援法施行規則の改正 ～親族間犯罪における支給特例の拡大～

改正の背景

平成26年1月、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が提言を取りまとめ、「配偶者暴力被害以外にも、全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例を認めるべきである」とされたこと等を踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号)を改正。

改正の内容

1

犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹の関係がある場合に係る不支給事由の見直し

犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹に該当する親族関係があったときは、別居・同居の別を問わず給付金が原則不支給となっていたところ、改正により、当該兄妹姉妹が同居していた場合に限り、給付金を支給しないこととした。

2

児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定の見直し

◆給付金が原則不支給となる規則第2条に掲げる親族間(夫婦、直系血族及び兄弟姉妹)

◆給付金が原則3分の2減額となる規則第3条に定める3親等内親族間

の犯罪行為について、不支給・減額とすることが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合(=規則10条第1項第1号又は第2号に該当)であって、当該犯罪行為が

- 児童虐待防止法に定める児童虐待
- 高齢者虐待防止法に定める高齢者虐待
- 障害者虐待防止法に定める障害者虐待

に該当すると認められるとき(当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。)又はこれに準ずる事情がある場合は、給付金を最高で全額支給できることとした。

※ 改正前は、夫婦、直系血族、兄弟姉妹及びその他の3親等内の親族間犯罪のうち、全額支給が可能であったのは夫婦間のDV事案のみ。

施行期日

平成26年11月1日